

# 鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託

## 2 事業の目的

本県の水素社会の実現に向けた目標や行動計画等を定めた「水素社会の実現に向けたロードマップ（R2.3）」において、本県の多様で豊かな再生可能エネルギー資源を活用した水素の利活用に取り組むこととしている。

令和6年度は、事業者へのアンケート・ヒアリング調査を実施し、水素に関心のある事業者の掘り起こし等を行ってきたが、県内で水素の利活用を図り、水素サプライチェーンを構築するためには、さらなる事業者の掘り起こしが課題となった。

令和7年度は、引き続き、事業者の掘り起こしを行うとともに、将来的な水素サプライチェーン構築の実現に向けて、水素製造、利用事業者間のマッチングやネットワークづくりを行う。

## 3 委託業務の内容

上記事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。ただし、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るための新たな提案は、これを妨げない。

### (1) 事業者や市町村向け水素勉強会・個別相談会

- ① 水素サプライチェーンに関する国内の最新動向調査
- ② 県内市町村や事業者を対象とした、国の動向や他県事例、活用可能な補助金情報等を提供する勉強会の開催や、個別相談会の開催

### (2) 水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援

- ① 水素の供給元、需要先となりうる企業等へのインタビュー調査  
企業等の更なる掘り起こしのため、R6 調査未対象企業及び自治体等へのアンケート・ヒアリング等を行い、水素や脱炭素に関する取組や関心について調査を行う。

#### 【調査項目例】

- ・脱炭素の取組み状況、現に利用している燃料
- ・水素製造・販売の意向
- ・水素の利用状況、関心
- ・水素導入への課題、対応策 等

- ② 事業化に向けた調査・検討

インタビュー等調査を踏まえ、関心の高い事業者等について、水素に関する事業化への調整に向けて、追加調査、現状分析や検討を行う。

#### 【調査項目例】

- 供給元：エリア※、製造手段、製造予定量、製造コスト、必要設備 等
- 利用先：エリア※、利用用途、利用予定量、必要設備 等

- ※工業団地など事業所集積地域や、製造・利用可能となりうる地域の事業者等
- ③ 将来的な水素サプライチェーン構築に向けた事業者の取組支援
- 関心の高い事業者等で組成する水素サプライチェーン構築のための情報共有や意見交換を行うためのワーキンググループ※の開催。
- ・運営に必要な調整，手配。
  - ・協議資料と議事録の作成及び協議結果の整理

※供給元として関心のある事業者を中心としたグループや，導入初期段階で情報共有したいグループなど，共通の目的に応じた事業者グループ

### (3) 鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会に係る報告

鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会に出席し，事業に関する報告を行う。

(1回を想定)

\* 鹿児島県水素エネルギー利活用促進検討協議会

…平成30年度に設置した，本県の地域特性を生かした水素エネルギーの利活用促進を図るため，産学官の有識者で構成する協議会

### (4) 報告書の作成

(1)～(3)の業務の成果をまとめた報告書を作成し提出する。

- ・業務報告書：全体版／概要版 各4部
- ・電子媒体（業務報告書の電子データをCD-Rに記録したもの）：1部

※概要版については，県のホームページ等で公開するため，本業務において知り得た非公表情報については含めないこと

## 4 履行期限

令和8年3月6日（金）

## 5 委託業務の実施等

- (1) 受託者は，本業務の履行にあたり，業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で，本仕様書及び関係法令，規定等を遵守し，最高の知識，知見を発揮して業務を遂行すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については，県エネルギー対策課と協議し，決定すること。
- (3) 本仕様書はプロポーザル用であり，受託候補者とは内容を別途協議の上，契約を締結するものとし，契約内容等については，協議の中で企画提案書等の内容から変更，修正する場合がある。
- (4) 委託業務に関連する書類・領収書等は，委託業務の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。
- (5) 本事業は，国の「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金」を財源として実施する予定の事業であるため，事業終了後，県から求めがあった場合は，事業に要した経費に関する会計書類及び証憑書類等を提出すること。

## **6 協議打合せ**

業務着手時及び実施中においては協議・打合せを行い、協議事項について記録し、相互に確認する。各業務を円滑に実施するため、綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行う。

## **7 著作権等**

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む）は、すべて県に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切を行うものとする。

## **8 機密保持等**

- (1) 本事業を実施するに当たって、業務上知り得た情報は、開示、漏えい、又は本事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置はすべて受託者が負担すること。この項目について受託者は、前記 4 の履行期間の終了後においても同様とする。

## **9 個人情報保護**

業務を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等の法令順守に加え、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。なお、関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報の流失防止に万全を期すこと

## **10 検査**

受託者は、成果品の引渡にあつては期限を遵守し、かつ本県の検査を受けなければならない。なお、検査において指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

## **11 委託料の支払**

受託者は、本県の検査を合格の通知を受けた時は、書面により請求するものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

#### (保有の制限等)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (持ち出しの禁止)

第6 乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うもの

とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(監査及び実地調査)

第13 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。